

調査・研究の名称	NDBを用いたトリプタン系薬剤の使用過多に関する処方実態調査
調査対象品目	下記のトリプタン系薬剤 エレトリプタン臭化水素酸塩、スマトリプタンコハク酸塩、スマトリプタン、ゾルミトリプタン、ナラトリプタン塩酸塩、リザトリプタン安息香酸塩
調査背景	<ul style="list-style-type: none"> ■ トリプタン系薬剤は、中等度から重度の片頭痛の急性期治療に用いられている医薬品であるが、薬剤の使用過多による頭痛を引き起こす可能性が指摘されている¹。 ■ 2018年3月時点（調査計画時）において、トリプタン系薬剤の使用過多による頭痛に関連した副作用は国内で14例、海外で212例が報告されている。 ■ しかしながら、本邦のトリプタン系薬剤の使用実態は不明であり、適切な安全対策措置を検討するためには、薬剤の使用過多による頭痛に関し、さらなる情報の収集が必要である。
調査目的	トリプタン系薬剤の総処方患者数及び処方量を調査し、薬剤の使用過多に関する処方実態について検討する。
NDBの選定理由とデータ期間	<p>選定理由：異なる複数の医療機関での処方についても把握可能で悉皆性が高く、症例規模を考慮して選択</p> <p>データ期間：2010年8月1日～2016年3月31日</p>
調査方法の概略	<p>データ期間において、トリプタン系薬剤の処方が認められた総処方患者数を特定した。該当患者について、各トリプタン系薬剤別の月間処方量を確認し、各トリプタン系薬剤の1回量又は1日上限量を踏まえてスマトリプタンコハク酸塩に換算して合算することで、トリプタン系薬剤としての月間総処方量を算出した。</p> <p>薬剤の使用過多が疑われる患者については、国際頭痛分類第3版²を参考に作成した下記の定義に基づき特定した。</p> <p>【定義①】以下のA)又はB)に該当する。</p> <p>A) 4カ月以上の連続した期間、月間総処方量がスマトリプタンコハク酸塩錠の1回量を10倍した量（500mg）を超える。</p> <p>B) ある月の月間総処方量がスマトリプタンコハク酸塩の1回量を10倍した量（500mg）×整数値Xを超え、次回のトリプタン系薬剤の処方月が、ある月から数えてXカ月以内にある（Xは4以上とする）。</p> <p>【定義②】上記の定義①のA)及びB)を、スマトリプタンコハク酸塩の「1回量を10倍した量（500mg）」から「1日上限量を10倍した量（2,000mg）」に変更した定義。</p>

調査結果
の概略

■ トリプタン系薬剤の処方実態

- データ期間におけるトリプタン系薬剤の総処方患者数は 2,078,556 人であった。該当患者のうち、定義①に該当する患者は 102,871 人 (4.95%) で、定義②に該当する患者は、16,426 人 (0.79%) であった (図 1)。

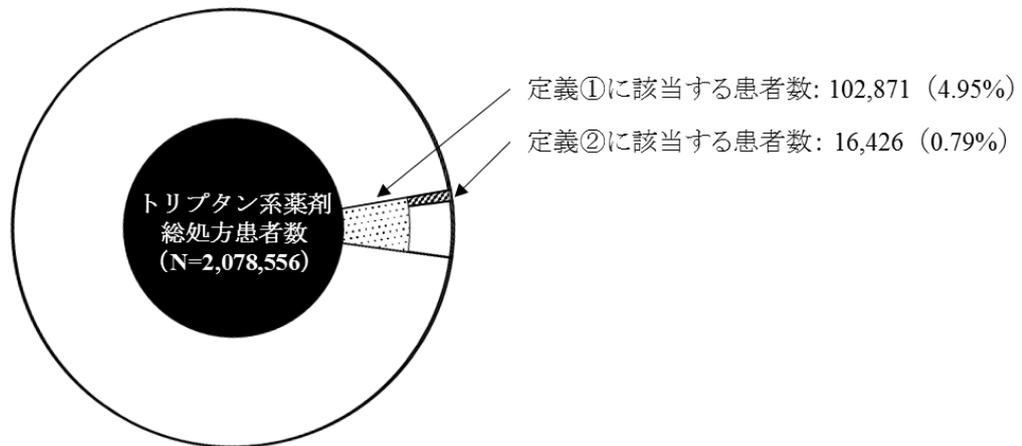


図 1. 総処方患者数に占めるトリプタン系薬剤の使用過多が疑われる患者の割合

■ 結果を踏まえた考察

- 本邦において、トリプタン系薬剤の使用過多が疑われる患者が一定程度存在すると考えられた。
- なお、本調査で用いた薬剤の使用過多が疑われる患者の定義はバリデーションされていないこと、レセプトにおける処方量は服用量と同一ではない場合があることなどを踏まえ、結果の評価においては一定の限界があることに留意が必要である。

¹ 日本神経学会・日本頭痛学会. 慢性頭痛の診療ガイドライン 2013. 医学書院. 2013.

² Headache Classification Committee of the International Headache Society (IHS). The International Classification of Headache Disorders, 3rd edition (beta version). Cephalalgia. 2013;33(9):629-808.